

## 1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。
- ② 上記①の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記①の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。
- ③ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

## 2. 制度の内容

### 改正イメージ

認定期間は3年延長（平成29年10月～平成32年9月予定）し、  
税制上の特例措置も延長

(持分あり医療法人)

持分なし医療法人  
への移行計画の認定を申請

認定

◆認定要件

- ・社員総会の議決があること
- ・移行計画が有効かつ適正であること
- ・移行計画期間が3年以内であること

認定要件（運営の適正性要件）を追加し、移行後6年間、  
当該要件を維持していることを確認

【主な運営の適正性要件】

- ・法人関係者に利益供与しないこと
- ・役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等

◆移行計画期間中（最大3年）は、税制措置あり

- ・出資者の相続に係る相続税の猶予・免除
- ・出資者間のみなし贈与税の猶予・免除

(持分なし医療法人)

持分の放棄+定款変更（解散時の残余財産の帰属制限）により移行完了

認定医療法人については、移行の際の法人への贈与税を課税しない

- ・現状、相続税法により相続税等が「不当に減少」する場合、贈与税が課税される扱い。
- ・解釈通知（非課税基準）による税務署の個別判断

【非課税基準の主な要件】

- ・理事6人、監事2人以上
- ・役員の子親族1/3以下
- ・医療機関名の医療計画への記載
- ・法人関係者に利益供与しないこと 等

今回の改正により、役員数、役員の子親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和  
贈与税の非課税対象が大幅に拡大